



福岡県医発第650号（地）

平成18年 6月19日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



予防接種法の一部改正（平成18年6月2日施行）後の
麻しん・風しん定期予防接種について

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の施行通知につきましては、平成18年6月10日付福岡県医発第587号（地）をもって連絡いたしておりますが、今般、改正後の麻しん・風しん定期予防接種における留意事項を別紙のとおり、まとめましたのでお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、予防接種の実施に遺漏のないよう貴会管下関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

1. 定期予防接種の実施主体は各市町村ですので、地域により実施方法等が異なる場合もあります。
2. 別紙は、本会ホームページ（<http://www.fukuoka.med.or.jp/>）へも掲載予定です。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂

予防接種法の一部改正（平成１８年６月２日施行）に伴う 麻しん及び風しんの単抗原ワクチン接種について

福岡県医師会

平成１８年６月２日の予防接種法一部改正により、本年４月から始まった麻しん風しん混合ワクチン（以下、ＭＲ混合ワクチンと略す）接種とあわせて、麻しん及び風しんの単抗原ワクチン接種が可能となりました。

今回の改正で、本年３月以前に 単抗原ワクチンをいずれか一方接種済み、麻しんまたは風しんいずれか一方に罹患した小児でも、定期の予防接種として単抗原ワクチンの接種が可能となりますが、下記事項に留意のうえ接種を行うこととされております。

接種パターンが多様であることから、事前に別紙をご参照のうえ、接種を行ってください。

○ 留 意 事 項 ○

- １．上記 以外の小児については、基本的にＭＲ混合ワクチンを接種勧奨する。
- ２．単抗原ワクチンをいずれか一方接種済み、または両方とも接種済みの小児については、第１期においてＭＲ混合ワクチンの接種は出来ない。



接種対象者・接種パターン



は、接種勧奨するワクチン。

	対 象 者 (平成 18 年 3 月末 までの接種歴)	第 1 期：1 歳児 (生後 1 2 ～ 2 4 月未満)	第 2 期：5 ～ 7 歳未満児 (小学校入学前 1 年間の 小児に限る)
1	麻しん、風しん ともに未接種 →従前はこのパターン のみ MR 接種可能	MR 混合ワクチン	MR 混合ワクチン
		各単抗原ワクチン	各単抗原ワクチン
2	麻しんのみ接種	風しんワクチン	MR 混合ワクチン
			各単抗原ワクチン
3	風しんのみ接種	麻しんワクチン	MR 混合ワクチン
			各単抗原ワクチン
4	麻しん、風しん とも接種済	×	MR 混合ワクチン
			各単抗原ワクチン
5	麻しん、風しん いずれかに罹患	罹患していない方の、 いずれかの単抗原 ワクチン	罹患していない方の、 いずれかの単抗原 ワクチン (同左)
6	麻しんに罹患し、 風しんワクチン のみ接種	×	風しん単抗原ワクチン
7	風しんに罹患し、 麻しんワクチン のみ接種	×	麻しん単抗原ワクチン

接種液：乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (MR 混合ワクチン)、
乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン